

令和5年

1月農業委員会総会議事録

■日 時	2023年（令和5年）1月12日（木）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（0名）</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>皆さん、ありがとうございます。それでは、ただいまから令和5年1月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、出席されております委員は全員出席でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、3番、辻野清一委員さんです。6番、藤原松男委員さん、御両者をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>1月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転</p>

事務局

2件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。
議案第1号、1番、尾井町の物件につきまして、事務局から説明願います。
事務局の麓でございます。
議案書3ページ、1番について説明させていただきます。
許可を受けようとする土地の所在は尾井町で、地目は田1筆、面積は495㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。
申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1.5km、車で10分の距離に位置しております。
譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。
また、周辺地域との関係については、「従来と同じ方法で耕作するので支障はありません」とのことです。
続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果を報告いたします。
「現地を確認したところ、水稻・野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻、野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。
また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。
本件について、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)
ありがとうございます。
異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

議案第1号、2番、浦田町の物件につきまして、事務局から説明願います。
議案書3ページ、2番について説明させていただきます。
この案件につきましては、12月に申請がありましたが、申請地にバナナ栽培用のハウスを建築するため、ブロックによる基礎を先行して着手していたことから、事実確認のため、一旦、申請書を返却させていただいた案件であります。
許可を受けようとする土地の所在は浦田町で、地目は畑1筆、面積は413㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。
また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は240日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「現在所有している隣接地なので、苗付け、耕作、収穫等に便利で、反対側隣接地は宅地なので耕作面でも支障をきたすことはないと考えられます」とのことです。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「今回申請内容を確認し、譲渡人に電話にて意思を確認したところ、譲受人が工事を先行したものであるが、承知の上で譲渡します。また、譲受人に電話にて確認したところ、バナナの栽培をするため基礎工事を先行してしまつた。今後は建築指導課の指導を受け建築を進めていく予定であり、申請書のとおり許可申請願いたいとの確認が取れた」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

大変ややこしい物件ですけれども、皆さんの異議、御意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

異議、意見はないものとして、議案第1号、2番については許可することに決定したいと思います。

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものいたします。

事務局

議案第2号、1番、尾井町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局の西川です。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は尾井町で、地目は田1筆、面積は812㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場で、譲受人は宗教法人として曹洞宗の教義を広げる活動をしており、現在使用している寺院及び墓苑参拝者の駐車場が不足していることや、墓苑整備に必要な砂利置場などがないことから、寺院からも近い本申

請地を譲り受けて転用するものです。

続きまして、地区担当の田中委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、休耕地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはない。譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、ありがとうございます。議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画11件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番、芦部町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は芦部町で、地目は田1筆、面積は813㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、花卉栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培を行うことを確認しました。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。

議案第3号、2番、浦田町の物件につきまして、事務局から説明願います。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田3筆、面積は合わせて2,266㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に電話で申請地を貸すことに同意されていることを確認し、借り手に電話にて水稻栽培することを確認しました。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、2番については許可することに決定いたします。

事務局

次に、議案第3号、3番、仏並町の物件につきまして、事務局から説明願います。

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は2,370㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で日本蕎麦を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんでした」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、3番については許可することに決定いたしま
す。

議案第3号、4番から11番、小野田町、国分町及び黒石町の物件につきまして
は、田口委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が
終わるまで退席となります。

(田口榮男委員退席)

それでは、事務局、説明願います。

事務局

議案書7ページから9ページ、4番から11番について、関連があることから一括
説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町、国分町及び黒石町で、地目は田22筆、面積は合わせて
1万5,620㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員、井阪推進委員から受けました調査結果の報告を
いたします。

「現地確認を行い、稲刈りが終わった状態であり、両者に電話にて意思確認しまし
た。問題ないと思われま。申請どおり間違いありません」との報告を受けておりま
す。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし
た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、4番から11番については許可することに決
定いたします。

(田口榮男委員入室)

それでは、議案書10ページをお願いいたします。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置

事務局

法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。

議案第4号、1番、和気町一丁目の物件につきまして、事務局から説明願います。

議案書11ページ、1番について説明させていただきます。

物件は和気町一丁目、地目は田1筆、面積は974㎡でございます。

被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については議案書のとおりとなっております。

また、地区担当の辻野委員と現地調査を行いましたところ、野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第4号、1番については承認することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書12ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理いたしましたので、報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転5件、専決により受理しましたので、報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

以上、本日の審議はすべて終了いたしました。

これで終了することになるんですけども、皆さん方で何か御意見がございましたら、質問がありましたらお聞きしたいと思いますけれども、いかがですか。質問ございませんか。

（質問等なし）

それでは、質問はないということで、本日は、委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。これにて農業委員会総会を終了いたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

委 員

委 員